利用料金表<一般入所•多床室(4人部屋)>

# 利用料金=介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円)+食費・居住費

## <1割負担>

		J= /								
介護保	<b>要 *</b> * * * * * * * * * * * * * * * * *	++*	加算					1日	000	
	安介護医	基本単位	日常生活継 続支援加算	看護体制 加算 I		介護職員等処 遇改善加算 I	(1割負担)	30日		
険	要介護1	589	36	6	22	25	95	773	¥23,190	
負担	要介護2	659	36	6	22	25	105	853	¥25,590	
割	要介護3	732	36	6	22	25	115	936	¥28,080	
負担割合分	要介護4	802	36	6	22	25	125	1,016	¥30,480	
77	要介護5	871	36	6	22	25	135	1,095	¥32,850	
+										
	負担限度額段階	基準				食費	居住費	1⊟	30⊟	
	第1段階	生活保護受給	者			300	0	300	¥9,000	
食費・居住費	第2段階	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 万円以下	の年金収入額	かつ、預貯金 650万円(夫 万円)以下		390	430	820	¥24,600	
	第3段階①	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 万円超120万	の年金収入額 550万円 (夫婦は1,550 万円) 以下			650	430	1,080	¥32,400	
	第3段階②	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 超		の年金収入額「500万円(大幅は1500			430	1,790	¥53,700	
	第4段階	世帯に課税者がいる者				1,445	915	2,360	¥70,800	

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊 時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理 体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推 進体制加算 I	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓 練加算 I	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向 上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介 護加算 I	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員 配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師 配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	100/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数 の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

### 高額介護サービス費

	負担の上限	(月額)	
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円	(世帯)	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円	(世帯)	  -
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円	(世帯)	6-740
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円	(世帯)	これ、客
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円	(個人)	F
生活保護を受給している方等	15,000円	(個人)	

一同じ世帯のすべての 65歳以上の方(サービ スを利用していない方を 含む)の利用者負担割合 が1割の世帯に年間上限 額を設定(446,400 円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2.「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3.「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<一般入所•多床室(4人部屋)>

# 利用料金=介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円)+食費・居住費

	利用料金=介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円)+食費・居住費									
	<2割負	担>								
介	<b>五〇</b>	#+*	·	•	加算	•	·	1日 (2割負担)	30日	
護保	安介護及	基本単位	日常生活継 続支援加算	看護体制 加算 I	夜勤職員配 置加算 I イ	常勤医師 配置加算	介護職員等処 遇改善加算 I			
険	要介護1	589	36	6	22	25	95	1,546	¥46,380	
負 担	要介護2	659	36	6	22	25	105	1,706	¥51,180	
割	要介護3	732	36	6	22	25	115	1,872	¥56,160	
合分	要介護4	802	36	6	22	25	125	2,032	¥60,960	
D	要介護5	871	36	6	22	25	135	2,190	¥65,700	
					-	-			1	
	負担限度額段階		基	準		食費	居住費	1日	30日	
	第1段階	生活保護受給	者			300	0	300	¥9,000	
食費・居住費	第2段階	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 万円以下	の年金収入額	かつ、預貯金 650万円(夫 万円)以下		390	430	820	¥24,600	
	第3段階①	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 万円超120万	の年金収入額 がつ、頻貯金等の合計が 550万円 (夫婦は1,550 万円) 以下			650	430	1,080	¥32,400	
	第3段階②	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 超		D年金収入額 500万円 (土婦は1500		1,360	430	1,790	¥53,700	
	第4段階	世帯に課税者				1,445	915	2,360	¥70,800	

	単位	加算内容•算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊 時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但 し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理 体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推 進体制加算 [	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓 練加算 I	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向 上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介 護加算 I	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員 配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師 配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	100/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処 遇改善加算 I	総単位数 の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

### 高額介護サービス費

	負担の上限	(月額)	
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円	(世帯)	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円	(世帯)	  -
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円	(世帯)	6-140
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円	(世帯)	けた客
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円	(個人)	F
生活保護を受給している方等	15,000円	(個人)	

一同じ世帯のすべての 65歳以上の方(サービスを利用していない方を 含む)の利用者負担割合 が1割の世帯に年間上限 額を設定(446,400

- ※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- ※2.「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。
- ※3.「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<一般入所•多床室(4人部屋)>

# 利用料金=介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円)+食費・居住費

## <3割負担>

介護保	要介護度	++			加算			1日	000
		基本単位	日常生活継 続支援加算	看護体制 加算 [	夜勤職員配 置加算 I イ	常勤医師 配置加算	介護職員等処 遇改善加算 I	(3割負担)	30日
険	要介護1	589	36	6	22	25	95	2,319	69,570
負	要介護2	659	36	6	22	25	105	2,559	76,770
割	要介護3	732	36	6	22	25	115	2,808	84,240
負担割合分	要介護4	802	36	6	22	25	125	3,048	91,440
70	要介護5	871	36	6	22	25	135	3,285	98,550
	負担限度額段階	基準				食費	居住費	1⊟	30⊟
	第1段階	生活保護受給	者			300	0	300	9,000
食費	第2段階	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 万円以下	の年金収入額	かつ、預貯金 650万円(夫 万円)以下		390	430	820	24,600
9・居住費	第3段階①	世帯全員が市民非課税で あって、本人の年金収入額 +合計所得金額が年額80 万円超120万円以下		かつ、預貯金 550万円(夫 万円)以下		650	430	1,080	32,400
	第3段階②	世帯全員が市 あって、本人 +合計所得金 超	0 T 0 ID 3 ME	かつ、預貯金等の合計が 500万円 (夫婦は1,500 万円) 以下		1,360	430	1,790	53,700
	第4段階	世帯に課税者がいる者				1,445	915	2,360	70,800
	<b>弗4段階</b>	市民税本人課		税者				۷,500	10,000

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊 時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理 体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推 進体制加算 I	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓 練加算 I	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向 上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介 護加算 I	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員 配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師 配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	100/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数 の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

### 高額介護サービス費

	負担の上限	(月額)	
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円	(世帯)	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円	(世帯)	-
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円	(世帯)	6-140
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円	(世帯)	こが客
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円	(個人)	F
生活保護を受給している方等	15,000円	(個人)	

一同じ世帯のすべての 65歳以上の方(サービスを利用していない方を 含む)の利用者負担割合 が1割の世帯に年間上限 額を設定(446,400 円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2.「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3.「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。